〇国土交通省告示第二百五十号

き、 建 警 築 報 基 設 準 備 法 を 施 設 行 け 令 る 昭 لح 和 そ + \mathcal{O} 他 五. 年 れ 政 令 に 準 第 ず る 百 措 + 置 八 \mathcal{O} 号) 基 潍 を 第 次 百 + _ \mathcal{O} ょ う 条 に 第 定 十 \Diamond 八 る 項 た だ L 書 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

警 報 設 備 を 設 け ることそ \mathcal{O} 他 $\sum_{}$ れ 12 潍 ず る 措 置 \mathcal{O} 基 準 を 定 \Diamond る 件

第

 \mathcal{O}

告

示

は

建

築

基

準

法

昭

和

+

五.

年

法

律

第

百

号。

以

下

法」

と

7

う。

第二

+

七

条

第

る 特 と れ 所 床 لح 階 若 定 項 る 1 う。 患 に 各 ŧ 1 L 用 号、 う。 < 者 あ 途 \mathcal{O} を る 部 \mathcal{O} は 除 壁 を 第二 £ 分 収 < 第 容 \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 次 項 に 12 は 存 百 施 特 す 掲 各 + 設 限 号 げ る。 定 る \mathcal{O} 五. が 階 又 用 防 条 あ る 用 は 途 る 第 火 に \mathcal{O} 三 設 第 12 ŧ あ 途 供 第 に る 三 備 12 \mathcal{O} 供 項 ŧ L に お で な 号 各 限 1 区 \mathcal{O} す 号 1 12 る。 7 る 画 を 同 除 場 規 場 し \mathcal{O} じ 合 定 合 1 ず 12 若 か で す る つ、 あ れ 0 L を لح < 1 £ 0 か 7 を は 法 特 て 12 \mathcal{O} 該 適 定 を 児 别 当 用 童 表 時 特 1 用 す う。 第 定 す 間 福 途 る。 部 用 る 祉 進 建 (\lambda) 以 施 分 耐 途 築 下 設 欄 に 部 火 同 等 接 分 (-)基 物 ľ す لح 項 準 \mathcal{O} 建 特 に る に 部 築 掲 部 適 定 分 げ 基 用 分 合) 以 通 す 潍 る 途 下 所 法 用 特 る 部 定 潍 \mathcal{O} 施 途 分 4 行 又 用 耐 に 特 12 途 接 定 令 は 火 部 ょ 病 す 構 用 り 以 院 分 造 る 途 利 下 لح 部 \mathcal{O} 部 用 診 存 分 分 L 令 さ た 療 す

ホ

テ

ル

- 二旅館
- 三 児 童 福 祉 施 設 等 通 所 \mathcal{O} 4 に ょ り 利 用 さ れ る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。

四 飲食店

五 物品販売業を営む店舗

令 第 百 + = 条第 + 八 項 た だ L 書 に 規 定 す る 警 報 設 備 を 設 けることその 他 ک れ に 準 ず る 措 置 \mathcal{O} 基

準 は 特 定用 途 部 分 及 び 特 定 用 途 部 分 に 接 す る 部 分 に 令 第 百 + 条 \mathcal{O} 五. に 規 定 す る 構 造 方 法 を 用 7

る

報 設 備 自 動 火 災 報 知 設 備 に 限 る。 を 同 条 12 規 定 す る 設 置 方 法 に ょ り 設 け ることとする。

附則

 \mathcal{O} 告 示 は、 建 築 基 準 法 施 行 令 0 部 を 改 正 する政 令 **令** 和 元 年 政 令 第 百 八 + 号) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日

月一日)から施行する。

令 和

年

匹